

農業委員会議事録

平成28年12月7日

16時00分

2階 第2会議室

出席委員	13名
委員出席者	会長 1番 岩隈 和重、 会長職務代理者 2番 落石 廣孝
	委員 3番 三船 守人 4番 船越 多真枝
	5番 森 秀司 6番 富永 晃
	7番 落石 好紀 8番 栗原 信夫
	9番 井浦 秀子 10番 吉村 泰行
	11番 中野 正敏 12番 阿部 繁隆
	13番 副田 秀次
委員欠席者	なし
事務局出席者	笠井課長、森主幹、高野主査
議 題	
事務局	全員起立、礼、ご着席ください。出席者13名、欠席者なし、定数に達しておりますので、只今から12月の農業委員会総会を開会いたします。
会長	会長あいさつ 8番委員、9番委員議事録押印者任命 それでは議事に入らせていただきます。協議事項について。事務局説明願います。
事務局	本日別紙資料を配付させていただいておりますので、そちらの資料に基づき説明を行います。遊休のうちについて、お手元の資料をご覧ください。 遊休農地について、遊休農地とは過去1年以上作付けが行われず、今後も維持管理や栽培が行われる見込みもない。栽培は行われているが、周辺に比べて著しく程度が劣っている。現在または、1年以内に遊休化するおそれがある農地です。遊休農地と判断されると、再生可能農地と再生困難農地に分類されます。その上で、再生可能農地については、所有者に対して意向調査が行われ、農地を今後どのようにしていくか調査を行います。なお、農業振興地域内であれば、農地中間管理機構へ貸す意思表示が可能です。 つづきまして、農業委員会からの協議勧告について、利用意向調査は、遊休農地の解消を目的としていますので、意向調査により、適正な農地利用を促します。利用調査から6ヶ月を経過しても、遊休農地所有者が農地利用の意志を表明しない場合や、意向調査で示した意志を行動に移さない場合、農

	<p>地利用されないことが確実な場合は、農地中間管理機構へ貸すことの協議を勧告します。</p> <p>つづきまして、遊休農地の課税強化について、平成28年度税制改正大綱により、課税強化が決定しております。課税強化対象農地については、農業振興地域内で遊休農地または、遊休化のおそれがあり、再生可能と判断された農地の内、利用意向調査で意志表示していない。利用意向調査から、6ヶ月経過しても改善していない。農業委員会から、農地集積バンクへ貸すことの協議勧告をされた農地です。最後に農業委員の役割について、年に1回、必要であれば適宜、農地の利用状況調査をすることです。具体的には農地パトロール、遊休農地の把握となります。以上を踏まえ、農地台帳を整備しているところです。農地台帳の管理について、農地利用がない農地、特に荒廃が進んでいる農地については、非農地判断し、台帳から外す整理をしていく必要があります。非農地判断に際して、以前から委員さんより、農地法の規制に係らないことにより、良くない土地利用がされるとの声がありましたが、登記の変更は当事者しか行えませんので、農地台帳上の整理を行うことについては、影響が及ばないと判断できますので、進めさせていただきたいということです。以上で説明を終わります。</p>
事務局	<p>補足説明を行います。遊休農地と農地台帳の説明を別々に行いましたが、基本的にはつながっています。農業委員の皆様は、農地の利用状況調査となります。利用状況調査は全ての農地が対象となり、荒廃農地も含め農地台帳で管理していかねばならず、膨大な数となります。遊休農地については、適正に指導いただき、農地利用の促進をお願いします。荒廃農地については、国の方針でも、農地として利用できない土地については、非農地判断するよう指導がきており、重機をいれても再生できないような農地は、非農地として差し支えないという判断基準もありますので、農地台帳の整理を進めることで、農地として管理する農地を整理できるよう進めさせていただければと考えます。非農地判断によって、委員さんが懸念しておられた農地法の適用が無くなることについては、台帳上農地からは外れますが、登記地目が代わらない事により、何か土地利用を使用した場合、農業委員会の許可が必要となりますので、今まで通り適正に運用できるのではと考えます。以上のことを踏まえ、農業委員会で管理する農地については、農地台帳で管理するということの再確認となります。</p>
○番委員	<p>登記地目農地の土地で、農地台帳上、非農地にした場合、所有者から農地ではないので、土地利用すると申出があった場合どうなるのか？</p>
事務局	<p>登記地目が農地であれば、農業委員会許可案件とします。地目が農地の土地の登記を変更する為には、農業委員会の許可書がなければ登記変更を法務局が受け付けない為、農業委員会に申請が必要となる為です。</p>
○番委員 事務局	<p>台帳から外して、農業委員会で管理できるのか？</p> <p>農地としての管理はしなくなるということです。委員の懸念しておられる、土地利用についての管理については、登記を変える場合は、法務局に農業委員会の許可をもって変更申請する必要がありますので、関与していきます。</p>

	<p>また、以前転用届けをした土地でも、法務局に登記変更申請をせず、地目が農地のままとなっている土地もあります。その場合は、現況証明、非農地証明等で対応しています。</p>
○番委員	<p>農業振興地域では、所有者に農業以外できないように制限しておきながら、農地利用ができるよう整備もせず、農業できなくなった土地について、農地から外せという国の考え方は、いかがなものか？</p>
○番委員	<p>いっそのこと、農業振興地域から外してもらえないのか？</p>
○番委員	<p>作りたくないから放置しているのではない。作れないから仕方なくそのままにしてある農地もある。採算が合えば、作る場合もあるのでは？</p>
事務局	<p>国は、中間管理機構など、集約化を図る政策を進めている。</p>
○番委員	<p>新宮では大規模経営はできない。土地が狭い。新宮には適さない。</p>
事務局	<p>国の方針ですので致しかたありませんが、新宮にどう生かしていけるか検討が必要な所です。</p>
○番委員	<p>もう少し、内容を精査していく必要がある。引き続き農業委員会で協議しながら整理を行ってほしい。</p>
事務局	<p>委員の皆様のご意見を伺いながら、進めさせていただきます。</p>
会 長	<p>それでは、その他の事項にうつります。事務局説明願います。</p>
事務局	<p>その他について、説明します。別添の資料をご覧ください。本日レジメに記載しておりませんが、〇〇についてです。</p> <p>(別紙ついて、説明報告)</p> <p>続きまして、農業委員研修大会について説明します。</p> <p>(研修内容について説明、報告)</p> <p>農業委員会として参加しますので、出欠の連絡を事務局までお願いします。以上でその他について説明を終わります。</p>
会 長	<p>何か意見はありませんか？ないようでしたら次回は、1月11日(水)、午後13時30分から開催します。以上で終わります。</p>
事務局	<p>全員起立、礼、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">以上 17 : 05</p>